

平成 29 年 8 月

投資者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正に伴う MRFに関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 12 月 1 日に、下記の MRF の取得・保有を個人に限定する旨の投資信託協会規則が施行されます。

12 月 1 日以降は、個人投資者さま以外の取得・保有ができなくなります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■対象ファンド

- ✓ 日本 MRF (マネー・リザーブ・ファンド)
- ✓ 利金・分配金専用 MRF (マネー・リザーブ・ファンド)

(ご参考)

一般社団法人投資信託協会定款・諸規則

「MMF等の運営に関する規則」

第 1 章 総則

【平成 29 年 12 月 1 日施行】

(目的)

第 1 条 この規則は、マネー・マネージメント・ファンド(以下「MMF」という。)、及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理府令第 129 号)第 25 条第 2 号に規定する公社債投資信託(計算期間が一日のものに限る。)であって、権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が実質的に自然人である個人(法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。)を対象として取得又は保有されるもの(以下「MRF」という。)の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、MMF 及び MRF (以下「MMF 等」という。)の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護を図ることを目的とする。

以上